

## 「JR 東海の鉄道事故」報道に関する見解ならびに提言

このたび、平成 26 年 4 月 24 日に「愛知県大府市で 2007 年、徘徊（はいかい）中に電車にはねられ、死亡した認知症患者の男性（当時 91 歳）の家族に、JR 東海が列車遅延などの損害賠償を求めた訴訟の二審判決（名古屋高裁）」が出ました。

この判決を踏まえ、全国若年認知症家族会・支援者連絡協議会として、本件に関する見解とそれを踏まえての提言をいたします。

### ◇見 解

- 今回の事故に関する裁判結果は、その経緯が十分に報道されないまま、その結果のみが報道され、裁判結果が独り歩きしている印象を受けます。そのような報道姿勢は、問題の本質を誤らせるものと危惧します。
- 今回の事故に限らず、また認知症の方に限らず、交通事故等の加害者側になる可能性は国民全員に常に存在しています。一般論として、事故が起これば賠償問題に発展する可能性もあるでしょう。ゆえに、今回の事故を認知症があるために生じた問題かのように物事を限局することは、事の本質を見誤るのではないかと危惧します。
- 今回の裁判結果で最も危惧されることは、介護家族や介護専門職等の関係者が、ケアを通して何らかの事故などの問題が生じた場合に「自分たちが賠償請求の対象になるのではないか」という不安が惹起されることにより、事故を生じさせないようにとケア内容が萎縮してしまうこと、事故を引き起こさないために本人の外出を抑制するという虐待になりかねないケアが選択されてしまうことです。

### ◇提 言

#### 1) マスコミに対して

本人や家族、介護関係者が不安を生じさせないように、より公正で多面的な視点からの報道を行うことを望みます。そして、報道に際しては、認知症の人のケアが問題であるとか、「徘徊」することが問題であるといった一面だけを強調する報道の在り方にならないよう配慮をお願いしたい。

#### 2) 国を含む行政に対して

民間企業の保険など、介護に伴う事故等の賠償を補償する保険の充実や、そのような保険がすでにあるのであればその周知等を積極的に進める働きかけを行っていただきたい。

#### 3) 国に対して

今回のような介護が関与する事故の際の責任問題、事後対応に関して、社会としてどのような対応が望ましいのかを議論する場を設け、ガイドライン等を作成するなど今後同様の問題が生じない取り組みを行っていただきたい。

平成 26 年 9 月 16 日

全国若年認知症家族会・支援者連絡協議会